

有明海・八代海総合調査評価委員会の運営方針について（案）

平成15年2月7日

委員会決定

事 項	
1 会議の招集	委員長は、有明海・八代海総合調査評価委員会（以下「委員会」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知するものとする。
2 会議の公開及び出席者について	
(1) 会議の公開について	<p>① 会議は、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とするものとする。</p> <p>② 委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。</p>
(2) 代理出席について	委員等の代理出席は認めない。欠席した委員等については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。
(3) 関係行政機関の職員の出席について	<p>① 委員会の幹事及び審議案件の事務局である行政機関の職員は会議に出席することができる。</p> <p>② 上記以外の行政機関の職員の出席については、その官職、氏名を明らかにし、委員長の承認を得るものとする。</p>
3 会議録等について	
(1) 会議録の内容について	<p>① 会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。</p> <p>② 会議録の調製に当たっては、当該会議出席委員等の了承を得るものとする。</p>

(2) 会議録の配布について	会議録は、委員等に配布するものとする。
(3) 会議録及び議事要旨の公開について	<p>① 会議の会議録及び議事要旨は、公開するものとする。</p> <p>② 会議の会議録及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。</p>
4 小委員会について	<p>① 委員会は、委員会の所掌事務の効率的な遂行に資するため、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。</p> <p>② 小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、委員長が指名する。</p> <p>③ 小委員会に小委員会委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。</p> <p>④ 小委員会委員長は、議長として、小委員会の議事を整理する。</p> <p>⑤ 委員長は、小委員会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>⑥ 小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員会委員長が定めることができるものとする。</p>
5 その他	上記に規定するもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定めることができるものとする。